千葉市バリアフリーマスタープラン（案）　概要版

第１章 千葉市バリアフリーマスタープラン策定にあたって【本編 P.１】

（１）バリアフリーマスタープラン策定の主旨

本市で策定した千葉市バリアフリー基本構想が令和２年度末に目標年次を迎えることから、改定を行います。改定にあたっては、改正バリアフリー法の趣旨を踏まえ、市全域のバリアフリー化を促進するための千葉市バリアフリーマスタープランを策定することとしました。

交通バリアフリー法（平成 12 年 11 月施行）	千葉市交通バリアフリー基本構想（平成 13 年 11 月）	・旅客施設及びその周辺を重点整備地区として指定（16 地区）
バリアフリー法（平成 18 年 12 月施行） **基本方針**（平成 18 年 12 月）目標：平成 22 年	千葉市バリアフリー基本構想（平成 20 年８月策定）	・旅客施設及びその周辺を重点整備地区として指定（18 地区） ・旅客施設、道路、駅前広場、路外駐車場、都市公園、建築物等について移動等円滑化のための事業に関する基本的事項等
基本方針（平成 23 年３月）目標：平成 32 年度	千葉市バリアフリー基本構想（平成 24 年７月変更）	○変更概要 ・本市のバリアフリー化における目標年次・目標値を国の基本方針と整合させる ・特定旅客施設の追加設定　等
改正バリアフリー法（平成 30 年 11 月・平成 31 年４月施行）（令和２年６月・令和３年４月施行（予定））	**千葉市バリアフリーマスタープラン（令和３年３月策定）**	○改定の概要 ・改正バリアフリー法に基づく改定にあたり、全市的なバリアフリー方針の記載の必要性、都市計画との整合などを考慮し、促進方針制度を活用し、見直しを図る

（２）バリアフリーマスタープランの目標と位置づけ

千葉市バリアフリーマスタープランの計画期間を令和２（2020）年から令和 12（2030）年度とします。また、千葉市都市計画マスタープランの目標年次である令和７（2025）年度に中間評価を実施するものとします。

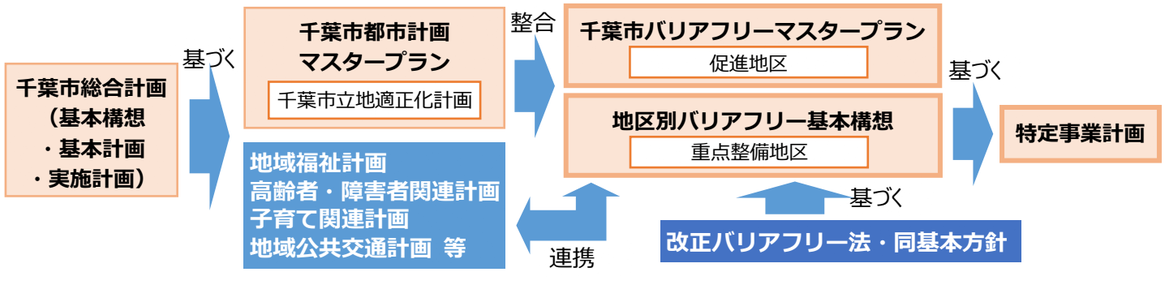

（３）検討の進め方（予定）

協議会や地域懇談会、まち歩き点検等を実施し、当事者参加のもと検討を行っています。

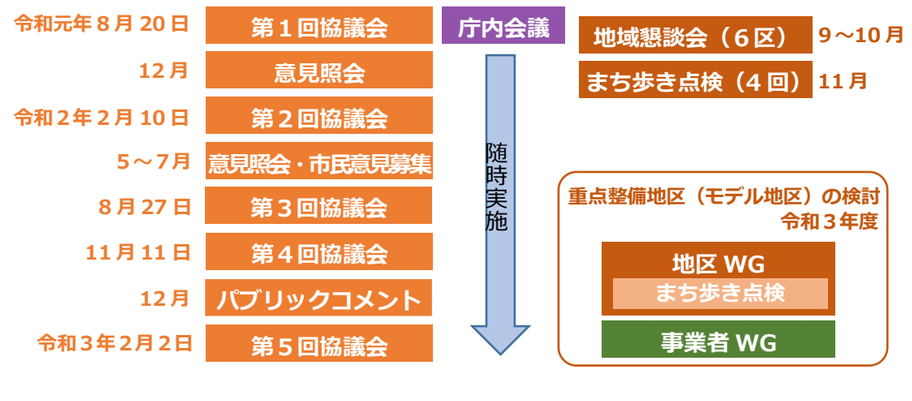

まち歩き点検の様子

地域懇談会の様子

第２章 千葉市の概況【本編 P.16】

（１）統計データ等

市の人口は令和２年３月 31 日現在で 973,121 人、高齢化率は 26.0%であり、ともに増加していますが、人口は令和２年をピークに減少することが予測されています。市の身体障害者手帳所持者数は約３万人であり増加しています。知的障害療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数もともに増加しています。

（２）バリアフリー化の取組状況

市内には 31 の鉄道駅、18 のモノレール駅があり、主要なバリアフリー項目を概ね達成しています。

「千葉市バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画」において、道路のバリアフリー整備を進めており、令和元年度末時点の整備率は合計で 86.5%となっています。

市内の主要な施設では、エレベーターの設置、出入口や廊下の段差解消、多機能トイレや障害者等用駐車ます等の整備の他、ソフト対策が進んでいます。

第３章 バリアフリー化の目標と基本的な方向【本編 P.24】

さらなるバリアフリー化の促進にあたり、基本構想の改定に向けた課題を整理しました。これを踏まえ、改定に向けた基本的な方向性と考え方、取組の進め方を示します。

（１）基本構想改定に向けた課題

道路特定事業等の継続的な推進及び生活関連施設・生活関連経路の見直し	生活関連施設における、具体的な特定事業の設定及び推進	改正バリアフリー法の枠組みを活用した地区設定の見直し
適切な段階での市民意見の反映機会の確保（計画段階からの参加）	社会背景の変化に合わせた新たな課題への対応	着実な進捗状況把握・評価の枠組みの設定によるスパイラルアップ

（２）バリアフリー化の目標と基本的な方向

1．安心して行動でき、いきいきとした社会参加ができる環境づくりを目指します。［社会参加への支援］	2．バリアフリーが大きな魅力となり、活力の源となるまちづくりを目指します。［都市の魅力づくり］	3．やさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。［心のバリアフリー、意識の向上］	4．連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。［市民との連携、市民参加］
5．全ての人にやさしいデザインの施設づくりを目指します。［ユニバーサルデザイン］	6．都市景観の醸成と自然と共生する市街地環境づくりを目指します。［自然環境や都市景観との調和］	7．社会背景の変化に合わせた継続的な改善を目指します。［スパイラルアップ］	

（３）改定に向けた考え方

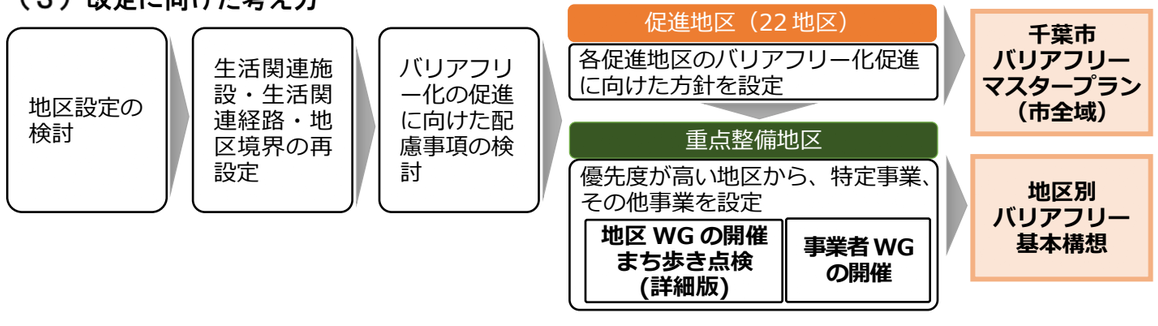

（４）バリアフリーマスタープランに基づく取組の枠組み

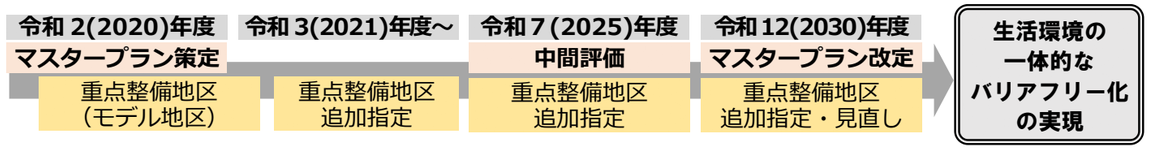

第４章 移動等円滑化促進地区の設定【本編 P.30】

（１）促進地区設定の考え方

従前の基本構想における重点整備地区を基本とし、立地適正化計画における都市機能誘導区域を含むエリアとして、22 の促進地区を設定しました。

地区名	生活関連経路※2 総延長	生活関連施設※1 数
JR/京成幕張本郷地区	約 1,450m	7
JR/京成幕張地区	約 4,310m	8
JR 新検見川、京成検見川地区	約 3,230m	10
JR/京成稲毛地区	約 5,600m	22
JR 西千葉、京成みどり台地区	約 3,010m	12
千葉都心地区	約 25,670m	99
JR 蘇我地区	約 6,720m	19
JR 浜野地区	約 710m	5
JR 鎌取地区	約 3,330m	11
JR 誉田地区	約 1,880m	4
JR 土気地区	約 3,470m	14
JR/モノレール都賀地区	約 1,530m	15
JR 検見川浜地区	約 5,470m	15
JR 稲毛海岸地区	約 2,970m	10
モノレールスポーツセンター地区	約 1,180m	5
モノレール千城台地区	約 2,090m	11
JR 海浜幕張地区	約 9,270m	30
市立青葉病院周辺地区	約 2,340m	10
大宮台団地地区	約 130m	3
こてはし台団地地区	約 140m	3
さつきが丘団地地区	約 700m	5
花見川団地地区	約 570m	4

※１生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
※２生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

（２）生活関連施設・生活関連経路の設定

従前の基本構想の生活関連施設を基本に、施設種別ごとに再整理し、設定根拠を明確にした生活関連施設を設定します。

生活関連経路は、原則として従前の基本構想における生活関連経路を継続し、追加する生活関連施設への経路は、既存経路から分岐させて設定します。また、隣接する地区間を結ぶ路線は、ネットワークの連続性を考慮し設定します。

（３）重点整備地区の検討の考え方

促進地区のうち、今後、優先して重点整備地区として設定する地区については、立地適性化計画との整合を図りつつ、評価要件や行政区のバランス、関連事業の進捗状況等を考慮し、設定します。

令和２年度以降にモデル地区として JR/京成稲毛地区を、令和３年度以降に千葉都心地区を重点整備地区として検討します。

第５章 バリアフリー化促進の考え方【本編 P.36】

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合や関連するガイドライン、条例等に留意した整備を促進します。また、地域懇談会やまち歩き点検ワークショップでの市民からの意見が多かった内容を中心に、施設ごとにバリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項を整理しました。

項目		共通の配慮事項の例
公共交通	旅客施設（鉄軌道駅）	ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置する。
	バス	バス乗降場や停留所における案内を充実する。
	タクシー	多様な利用者が使いやすい乗降場を整備する。
道路	歩道のある道路	視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。
	歩道のない道路	舗装や案内設備、路側帯の雑草の除去などの維持管理に配慮する。
信号機等		主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンを設置する。
建築物（駐車場含む）		主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。
都市公園		主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。

内方線付点状ブロック

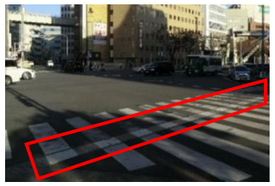
エスコートゾーン

第６章 地区別のバリアフリー方針【本編 P.52】

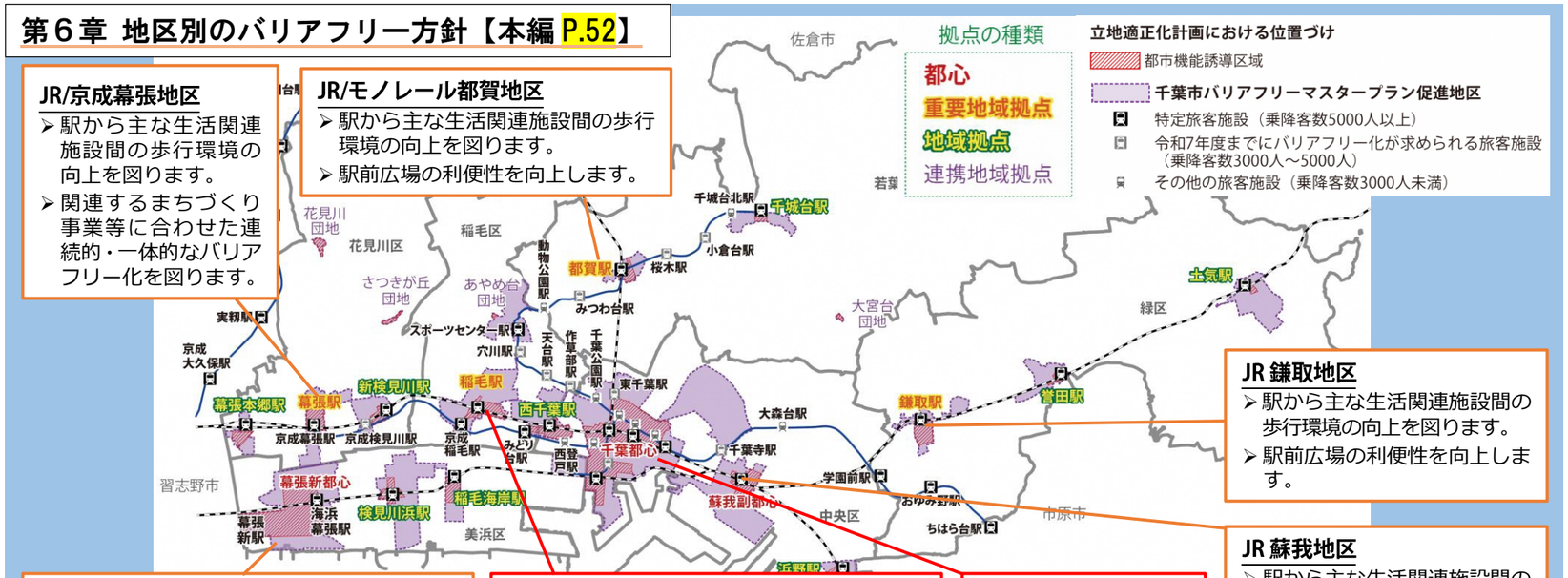

第７章 全市における取組の促進【本編 P.101】

バリアフリー化の促進のために必要な全市的な取組内容について示しました。

（１） 心のバリアフリーの促進
（２） 情報のバリアフリーの促進
（３） 施設整備に伴うバリアフリー化の促進
（４） 外出支援の取組の促進
（５） 地域における一体的な取組の促進

第８章 バリアフリーマスタープランの実現に向けて【本編 P.103】

バリアフリーマスタープランの実現に向けた取組内容について示しました。

（１）市民及び関係事業者へのマスタープランの周知・啓発
（２）届出制度等による事業内容の調整
（３）重点整備地区の指定と基本構想の策定
（４）重点整備地区における事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進
（５）マスタープランの段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）